

第1章 総 説

1 沿革

- 明治 6年 4月 狂犬病で9名の犠牲者が発生し、その対策として、東京に「畜犬規則」が施行された。
- 明治14年 7月 「畜犬取締規則」が施行された。
- 明治28年 帝国議会で「獣疫予防法」が可決され、明治29年4月から施行された。
- 明治32年 内務省警視庁第3部第2課に獣医室（衛生部医務課獣疫室）を新設し、野犬の撲滅のため犬の捕獲を行った。
- 明治39年 獣医室が獣医係に昇格し、野犬捕獲の強化が行われた。
- 大正11年 「獣疫予防法」を廃止し、新たに「家畜伝染病予防法」を制定した。
- 大正13年 獣医係が獣医課に昇格し、警視庁所轄警察署の警察官の指示のもとに、野犬捕獲が民間委託事業として実施された。
- 昭和17年 4月 内務省警視庁から東京府に獣疫業務を移管（内政部保健課獣医係）。
- 昭和20年10月 獣医衛生と畜産事業の併合行政が分離され、獣医衛生関連を経済局から民生局に移管させ防疫課内に「獣疫係」を新設した。
- 昭和21年 9月 民生局から分離し、衛生局の設置により、公衆衛生課獣医衛生係が業務を分掌した。野犬の捕獲抑留事業は、民間委託業務として継承した。
- 昭和23年 「野犬掃蕩規則」が施行された。「保健所法」の施行に伴い、野犬の捕獲抑留業務は保健所業務として位置づけられ、獣医師は狂犬病予防吏員として、国庫補助による厚生技官の身分で狂犬病予防業務を専任し、捕獲員は民間人を東京都職員（臨時）として採用した。
- 昭和24年 「野犬掃蕩規則」を廃止し、「畜犬等取締条例」が施行された。
- 昭和25年 8月 「狂犬病予防法」（以下、「予防法」という。）が施行されたことから、民間施設を借上げ、それぞれ抑留所の名称を冠して、中央犬抑留所・北多摩犬抑留所・南多摩犬抑留所・西多摩犬抑留所とした。
- 昭和26年 借上げ地を買収、また新たに土地を購入し、中央犬抑留所・北多摩第一犬抑留所・北多摩第二犬抑留所・南多摩犬抑留所・西多摩犬抑留所を設置した。各抑留所に捕獲員を配属して、自転車・リヤカーを用いた犬の捕獲を行うとともに収集車2台を配備して引取り業務を行った。
- 昭和27年 3月 北多摩第三犬抑留所を設置した。
- 昭和27年 4月 北多摩地区の各抑留所を名称変更した。（北多摩第一犬抑留所→府中犬抑留所、北多摩第二犬抑留所→立川犬抑留所、北多摩第三犬抑留所→武藏野犬抑留所）
- 昭和27年11月 公衆衛生課獣医衛生係が公衆衛生部獣医衛生課に昇格した。
- 昭和28年11月 世田谷犬抑留所を設置したことから、中央犬抑留所・南多摩犬抑留所・西多摩犬抑留所の名称を変更した。（中央抑留所→荒川犬抑留所、南多摩犬抑留所→八王子犬抑留所、西多摩犬抑留所→青梅犬抑留所）

昭和30年	この年の6月までに犬3頭の狂犬病の発生報告がされたが、7月以降の発生はなく、東京都内における狂犬病の発生が終息した。
昭和31年	本年を最後に日本国内における犬の狂犬病の発生が終息した。
昭和32年 8月	「東京都飼い犬取締条例」が制定され、10月に施行された。
昭和33年	犬捕獲車（オート三輪自動車）5台が配備され、機動化が図られた。
昭和36年	世田谷・荒川犬抑留所が4級廃事業所に昇格した。
昭和38年	獣医衛生課を乳肉衛生課に、犬抑留所を犬管理所にそれぞれ名称変更した。 世田谷・荒川犬管理所の狂犬病予防技術員を23区内の各保健所に派遣した。
昭和41年	環状8号線の拡張とともになう敷地提供により、世田谷犬管理所を改築した。 武蔵野犬管理所を閉鎖した。
昭和42年	各犬管理所を統合し、3級廃事業所とした。 世田谷犬管理所を東京都犬管理所と改称して庶務係・業務係の2係を設置し、荒川犬管理所を荒川出張所に、青梅犬管理所を青梅出張所に、また、府中・立川・八王子の各管理所を閉鎖し、日野市に設置した三多摩統合犬管理所を多摩出張所として、2係3出張所体制とした。
昭和42年 5月	多摩地区の各保健所にも23区内と同様に技術員を派遣した。
昭和43年 5月	「東京都飼い犬取締条例」の一部を改正し「東京都飼い犬等取締条例」となり、すべての放し飼いの犬の捕獲等ができるように規定された。
昭和45年	本所に指導係を設置し、3係3出張所体制とした。 <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 2px;">[海外(ネパール)で犬にかまれ帰国後狂犬病発症・死亡1例(輸入感染症例)]</div>
昭和46年	所属部が公衆衛生部から環境衛生部に変更されるとともに、犬管理所を犬管理事務所と改称した。また、組織を改正し、本所業務係を西部管理所したことから、荒川・多摩・青梅出張所の名称を変更した。（荒川出張所→東部管理所、多摩出張所→多摩東管理所、青梅出張所→多摩西管理所） この年は、犬によるこう傷事故が社会問題となり、捕獲体制を再編して多摩西管理所を除き、技術員の保健所配置を複数配置とした。
昭和47年	多摩西管理所の設備の拡充を図るため閉鎖し、移転設置した。（昭和48年1月から業務開始。）
昭和49年 4月	「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）（以下、「動物保護管理法」という。）が施行された。
昭和49年	西部管理所の設備の拡充を図るため閉鎖し、改築を行った。
昭和50年 1月	西部管理所が業務を開始したことから、東部管理所の抑留管理業務を停止し、23区内の収容犬は西部管理所で一括して管理を行うこととした。
昭和50年 4月	地方自治法の一部改正により、23区内の保健所は各区に移管され、狂犬病予防、動物愛護管理事務は各区の事務となったが、狂犬病予防員の任命権が知事に留保された

- ことに伴い、犬の捕獲抑留業務は東京都に留保された。そこで23区の各保健所に所属していた狂犬病予防員を西部・東部管理所に配属するとともに、技術員の保健所派遣制度を廃止した。これにより、23区内では完全な集中管理体制により、犬の捕獲抑留業務を行うこととなった。
- 昭和53年 3月 居住管理人制度並びに多摩東管理所所属の技術員の保健所への派遣制度を廃止した。
- 多摩地区の捕獲業務は、保健所狂犬病予防員の指揮監督のもとに犬管理事務所から捕獲車で出動した技術員が行うこととなった。
- 昭和55年 4月 「動物保護管理条例」に基づき、昭和54年10月に「東京都動物の保護及び管理に関する条例」(昭和54年東京都条例第81号)(以下、「動物保護管理条例」という。)が公布、翌年4月1日から施行され、同時に「東京都飼い犬等取締条例」が廃止された。
- 東京都犬管理事務所を東京都動物管理事務所と改称するとともに、各管理所の名称を支所とした。
- 「動物保護管理条例」の施行にあたり、「狂犬病予防員」を「動物監視員」に、「狂犬病予防技術員」を「動物指導員」として、兼ねて衛生局長が任命することとなった。
- また、「犬又は猫の譲渡実施要綱」を制定した。
- 昭和58年 4月 動物愛護センター開設。動物管理事務所の支所として位置づけられ、「動物保護管理条例」及び「動物保護管理条例」に基づく、動物愛護精神の普及啓発事業や人畜共通感染症等の調査を行うとともに、終末処理を行うこととなった。
- 昭和59年 4月 多摩東支所移転改築。多摩地区における「動物保護管理条例」及び「動物保護管理条例」の諸施策を展開するため、旧施設の隣接地に建設された。
- 昭和60年 4月 清掃局が収容した動物死体の終末処理を開始した。
- 昭和60年 9月 「予防法」の一部改正により、狂犬病予防注射が年1回となる。
- 昭和61年 9月 多摩地区の動物愛護精神の普及啓発事業の拡大のため、多摩東支所に普及啓発専用車を1台配備した。
- 昭和61年11月 大島三原山噴火による全島民避難に伴う動物の救援活動を行った。
- 平成 2年 7月 事務所改築。施設老朽化による改善を図るため、同一施設内に新築を行う。
- 平成 5年 3月 学術研究機関への、犬、猫の払下げを廃止した。
- 平成 7年 4月 「予防法」の一部改正により、毎年1回の犬の登録が犬の生涯に1回となる。
- 平成 9年 6月 動物愛護団体への、動物の譲渡を開始した。
- 平成10年 4月 動物管理事務所を動物保護相談センターに名称変更し、これに伴い動物愛護センターを城南島支所とした。
- 平成11年 4月 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年10月2日法律第114号)(以下、「感染症法」という。)が施行された。
- 平成11年12月 「動物保護管理条例」が一部改正され、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、

- 「動物愛護管理法」という。)が公布された。(平成12年12月施行)
- 平成12年 1月 「感染症法」の施行及び「予防法」の一部改正により、犬に加え新たに猫、あらいぐま、きつね、スカンクに対する狂犬病の検疫が開始された。
- 平成12年 4月 地方分権の推進に係る「予防法」の一部改正に伴い、予防法第4条(犬の登録)及び予防法第5条(予防注射)が市町村の事務として位置づけられた。
- 動物保護相談センター組織改正により、指導係を廃止し指導監視係を設置し、動物取扱業届出事務並びに特定動物に係る監視指導に関する事務を分掌した。
- 平成12年 6月 三宅島雄山噴火による全島民避難に伴う動物の救援活動を行った。
- 平成12年 7月 「動物保護管理条例」の一部改正が施行され、動物取扱業の登録制度が開始され、施設の登録及び監視、指導に関する事務を分掌した。
- 平成13年 3月 ホームページに収容動物情報の掲載を開始した。
- 平成13年 5月 組織改正により、西部支所・東部支所を廃止し、新たに本所に動物管理第一係・動物管理第二係を設置した。
- 平成14年 4月 組織改正により、衛生局生活環境部所属から健康局地域保健部所属となると同時に多摩西支所・多摩東支所を廃止し、新たに旧多摩東支所の所在地に多摩支所を設置した。獣医衛生課が廃止され、動物管理係は地域保健部環境衛生課に置かれた。
- 「動物保護管理条例」が一部改正され、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」(以下、「動物愛護管理条例」という。)が公布・施行された。
- 動物保護相談センターを動物愛護相談センターに名称変更するとともに、市町村の区域における捕獲収容及び引取りに関する業務は、動物愛護相談センターが行うこととなった。
- また、この業務内容の変更に伴ない、島しょの区域における「予防法」及び「動物愛護管理条例」に係る事務執行のため、島しょ保健所各出張所に動物愛護相談センター兼務職員を配置した。
- 組織改正により、本所の動物管理第一係、動物管理第二係を廃止し、本所に新たに飼養管理係、相談指導係を設置するとともに、多摩支所を3級廻事業所として指導監視係、飼養管理係及び相談指導係を設置した。また、城南島支所は本所の出張所として位置付け、城南島出張所と名称変更した。
- この組織改正にあわせ、従来、多摩地区の東京都保健所が行っていた動物愛護管理事務及び動物の飼養又は収容の許可事務が多摩支所に一元化されるとともに、局所管の特定動物飼養許可事務及び動物取扱主任者登録事務などがセンターの所管事務となり、多摩地区での動物取扱業及び特定動物の事務は、多摩支所で行うことになった。
- 平成16年 3月 動物愛護管理条例の規定に基づき「東京都動物愛護推進総合基本計画」が策定された。
- 平成16年 8月 健康局と福祉局が統合し、福祉保健局となり、センターは地域保健部から健康安全室の所属となった。動物管理係は同室環境衛生課に置かれた。

- 平成18年 6月 「動物愛護管理法」が一部改正され、動物取扱業及び特定動物に関する規制が強化されると共に、登録及び許可が動物愛護管理法に規定する事務となった。これに伴い、「動物愛護管理条例」が全部改正、施行された。
- [海外(フィリピン)で犬にかまれ帰国後狂犬病発症・死亡 2例(輸入感染症例)]
- 平成19年 4月 「動物愛護管理条例」の規定に基づき「東京都動物愛護管理推進計画」が策定された。組織改正により、健康安全室が健康安全部と名称変更された。
- 八王子市が保健所政令市移行により、「予防法」の犬の抑留が八王子市の事務となった。これに伴い、「動物愛護管理条例」の犬、猫等の引取り及び犬の収容事が特例条例により八王子市の事務となった。なお、抑留、引取り及び収容等された犬、猫等の飼養管理、処分業務は東京都が八王子市から委託を受け実施することとなった。
- 閉庁日における動物の飼養管理、夜間等における負傷動物の収容・処置等及び動物取扱責任者研修(法定)業務の一部の民間委託を開始した。
- 平成20年 4月 狂犬病等動物由来感染症の予防対策強化のため、城南島出張所の感染症対応エリアを整備した。
- 平成22年 3月 平成19年度から3ヵ年計画で進めてきた城南島出張所の整備改修工事が完了し、災害時の動物の緊急一時保護施設としての機能も併せ持つこととなった。
- 平成22年 4月 動物の飼養管理業務を民間委託とした。
- 平成23年 4月 動物愛護相談センターの業務内容を大幅に見直し、従来の動物の引取り、収容業務から動物取扱業の監視指導に軸足を移した組織改正を行った。
- 本所に業務係、監視係、飼養相談係、多摩支所に監視第一係、監視第二係、飼養相談係を設置した。動物取扱業監視指導と動物の収容を併せて行う監視班を本所監視係に3個班、城南島出張所に3個班、多摩支所監視第一係・第二係に各2個班設置した。これにより城南島出張所は、従来の調査研究、終末処理等に加えて、動物取扱業の監視指導、動物の収容を行うこととなった。なお、犬・猫の引取り、負傷動物の収容業務を民間委託とした。
- 町田市の保健所政令市移行により、八王子市と同様の対応を行うこととなった。
- 平成24年 4月 組織改正により、動物管理係が置かれた健康安全部環境衛生課が同部環境保健課と統合し同部環境保健衛生課となった。
- 平成24年 9月 「動物愛護管理条例」が一部改正され(平成25年9月施行)、動物の所有者に終生飼養の責務が明記された。また、これまでの動物取扱業は第一種動物取扱業に名称変更され、対面説明等の規制が強化された。また、施設を有して一定以上の動物を非営利で取扱いを行う業者には、新たに第二種動物取扱業として届出が義務付けられた。
- 平成26年 3月 東京都動物愛護管理審議会答申(平成26年1月)を踏まえ「東京都動物愛護管理条例推進計画(ハルスプラン)」が改定された(計画期間:平成26年度~平成35年度)。
- 平成28年 3月 動物の健康安全部を一層考慮した飼養管理や、譲渡されるまでの飼養期間延長に対応

	するため、多摩支所の改修工事を平成27年11月から実施し、完了した。
平成28年 4月	係制の見直し。課長補佐級職と係長級職を廃止して、新たに課長代理級職を設置した。
平成28年12月	「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が策定され、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物の殺処分ゼロ*に向けた取組を推進することが政策目標とされた。
平成29年 3月	東京都動物愛護管理推進計画の今後の施策展開の方向等を踏まえ、「動物愛護相談センター整備基本構想」が策定された。
平成29年11月	動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設した。
平成30年 4月	組織改正により、健康安全部に動物愛護管理専門課長を新たに置くこととなった。
平成30年10月	動物の死体焼却業務を民間委託とした。
令和元年 6月	「動物愛護管理法」が一部改正され（令和2年6月一部施行）、動物取扱業のさらなる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応が強化された。また、マイクロチップの装着等が義務化された。
令和元年 6月	愛玩動物看護師法が成立した。
令和 2年 6月	[海外(フィリピン)で犬にかまれた外国人が、来日後狂犬病発症・死亡 1例(輸入感染症例)]

*動物の殺処分：動物の致死処分のうち、①動物福祉等（苦痛からの解放、著しい攻撃性、衰弱や感染症によって成育が極めて困難）の観点から行ったもの及び②引取り・収容後死亡したもの除去した致死処分を、「殺処分」と表記します（「動物愛護相談センター整備基本構想」より）。ハルスプランに基づき、致死処分数の更なる減少を目指すとともに、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」では、この「殺処分」をゼロにするための取組を推進することを政策目標としています。

2 根拠法令及び関係法令

(1) 根拠法令

狂犬病予防法	(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)
動物の愛護及び管理に関する法律	(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)
東京都動物の愛護及び管理に関する条例	(平成 18 年 3 月 9 日 東京都条例第 4 号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)
化製場等に関する法律	(昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 140 号)
化製場等の構造設備の基準等に関する条例	(昭和 59 年 7 月 20 日 東京都条例第 85 号)

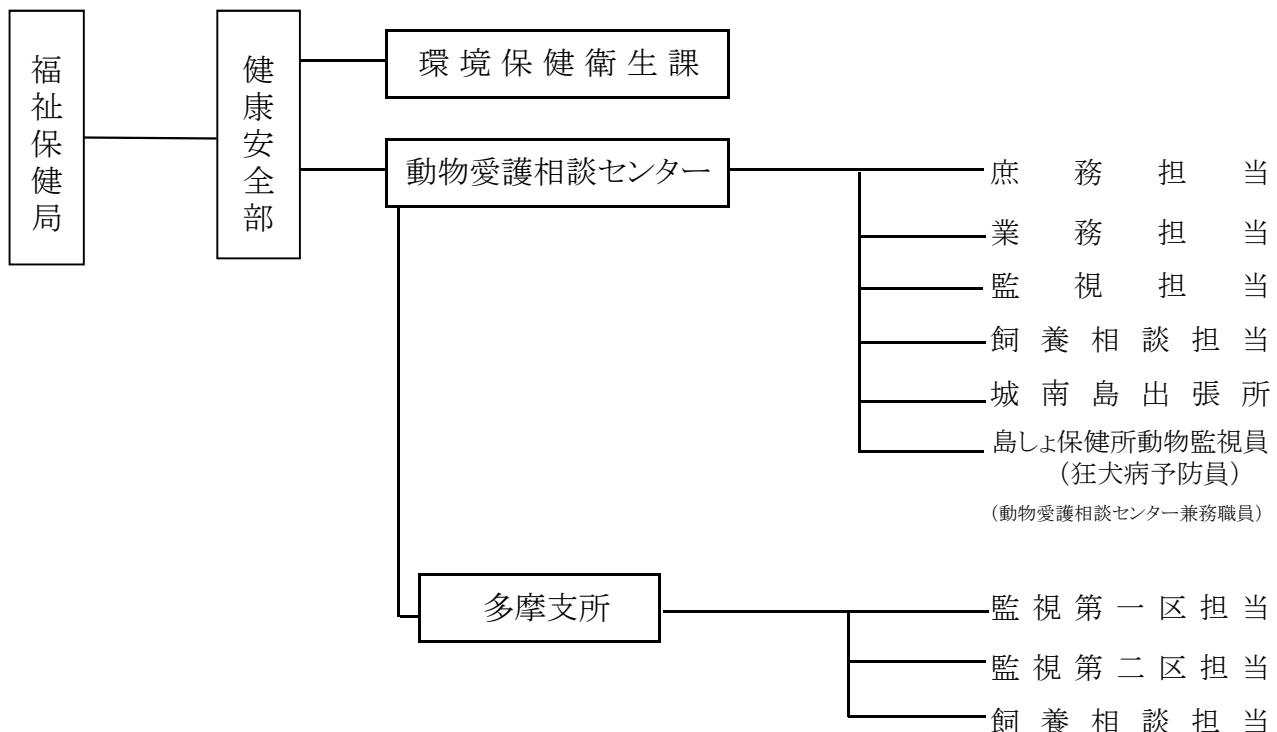
(2) 主な関係法令

獣医師法	(昭和 24 年 6 月 1 日 法律第 186 号)
獣医療法	(平成 4 年 5 月 20 日 法律第 46 号)
家畜伝染病予防法	(昭和 26 年 5 月 31 日 法律第 166 号)
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	(平成 20 年 6 月 18 日 法律第 83 号)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	(昭和 35 年 8 月 10 日 法律第 145 号)
毒物及び劇物取締法	(昭和 25 年 12 月 28 日 法律第 303 号)
麻薬及び向精神薬取締法	(昭和 28 年 3 月 17 日 法律第 14 号)
遺失物法	(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)
大気汚染防止法	(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	(平成 11 年 7 月 13 日 法律第 86 号)
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(平成 12 年 12 月 22 日 東京都条例第 215 号)

3 組織構成及び人員

令和2年4月1日現在

組織構成



構成人員(現員)

	所長	支所長	事務	動物監視員 (狂犬病予防員) 獣医師	動物指導員 (狂犬病予防技術員) 技能	合計	うち 再任用	会計年度 任用職員
動物愛護相談センター	所長	1		4		1		
	庶務担当			4		4		
	業務担当			6	4	4		3
	監視担当			5	2	10		1
	飼養相談担当					7	1	2
	小計	1	4	15	6	26	1	6
	城南島出張所			7	4	11	1	1
多摩支所	支所長	1				1		
	監視第一区担当			5	2	7		1
	監視第二区担当			4	2	6	1	2
	飼養相談担当			4		4		
	小計		1	13	4	18	1	3
	合計	1	1	4	35	14	55	3
	島しょ保健所兼務職員			6		6		

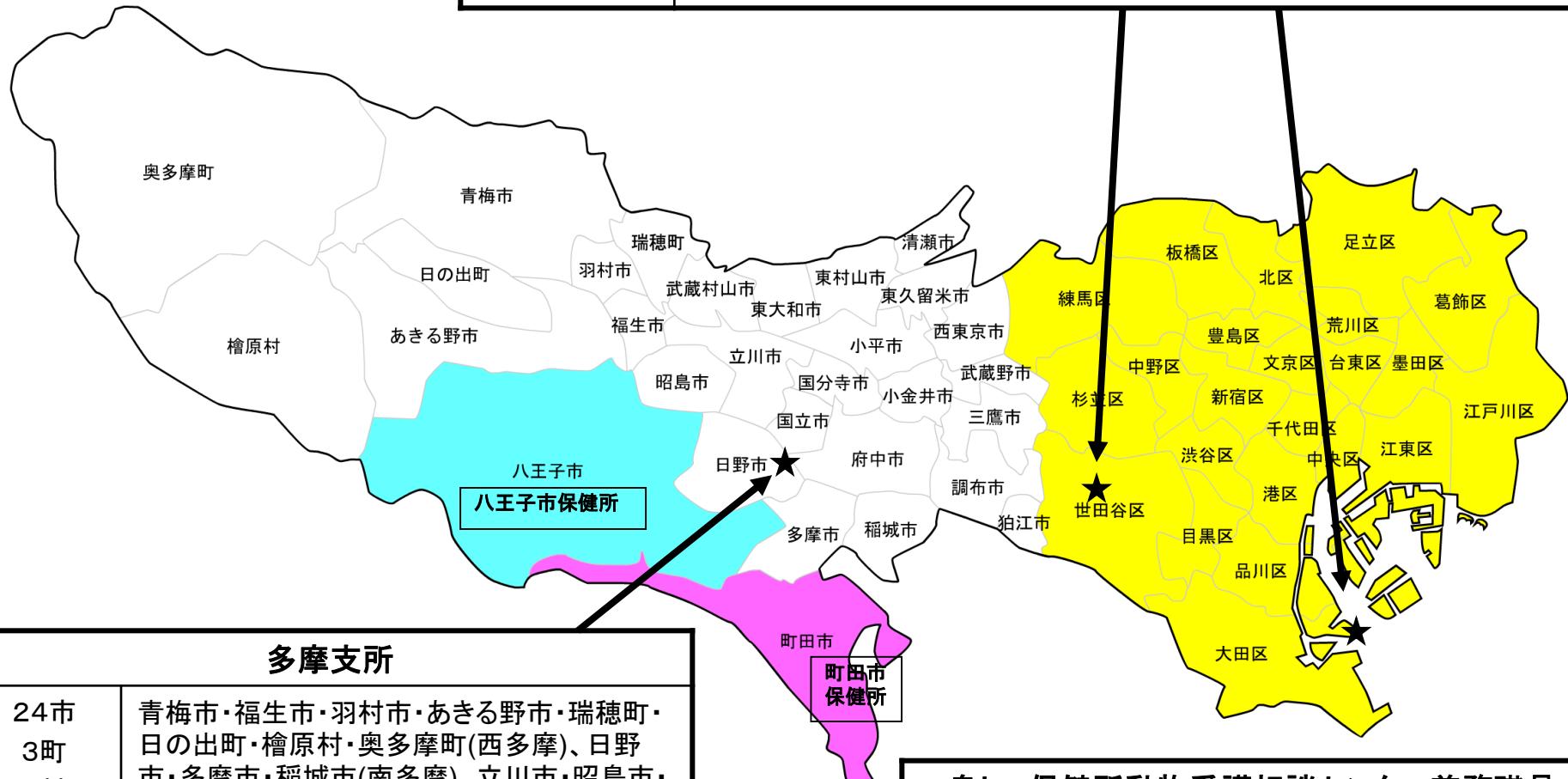
*動物監視員には衛生監視1を含む

4 管轄区域

本所、城南島出張所

23区
(23保健所)

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、
目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、
板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区



多摩支所

24市
3町
1村
(5保健所)

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・
日の出町・檜原村・奥多摩町(西多摩)、日野
市・多摩市・稻城市(南多摩)、立川市・昭島市・
国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市(多
摩立川)、武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・
小金井市・狛江市(多摩府中)、小平市・東村山
市・清瀬市・東久留米市・西東京市(多摩小平)

島しょ保健所動物愛護相談センター兼務職員

2町
7村
(4出張所)

大島町・利島村・新島村・神津島村(大島)、
三宅村・御蔵島村(三宅)、八丈町・青ヶ島村
(八丈)・小笠原村(小笠原)

* 動物取扱業及び特定動物に関する事務には、八王子市及び町田市を含む。

5 センター、支所及び出張所の規模

		動物愛護相談センター		多摩支所		城南島出張所	
		事務棟	業務棟	事務棟	業務棟	事務棟	業務棟
所在地		世田谷区八幡山 2-9-11		日野市石田 1-192-33		大田区城南島 3-2-1	
敷地面積 (m ²)		1,024.92		2,810.91		4,000.07	
竣工年月日		H2. 6.27	S49. 9.14	S59. 3.31		S58. 3.28	
建物延べ面積 (m ²)		360.00	469.48	361.89	504.00	642.98	1,123.52
事務室	事務室	45.66	120.37	139.00	—	66.00	—
	受付	7.00	—	—	—	—	—
	管理室	—	—	—	9.60	—	18.00
	会議室	139.68	—	52.16	—	84.00	—
	相談室	—	—	—	14.40	36.00	—
	書庫	10.02	—	7.68	—	—	—
	資料室	7.88	—	—	—	—	—
	医務室	13.80	—	—	24.00	36.00	—
	レントゲン室	—	—	—		21.00	—
	暗室	—	—	—	—	3.27	—
	病理検査室	—	—	—	24.00	36.00	—
	理化学検査室	—	—	—		36.00	—
	解剖室、準備室	—	—	—	—	—	36.00
犬舎	一般収容犬舎	—	73.00	—	97.50	—	39.40
	こう傷犬舎	—	16.79	—	—	—	—
	負傷犬舎	—	—	—	—	—	20.30
	子犬舎・小型犬舎	—	10.75	—	—	—	9.90
	検疫室	—	—	—	—	—	9.68
	普及啓発犬舎	—	—	—	—	—	14.40
猫舎		—	14.43	—	49.00	—	9.00
隔離動物室		13.68		4.50		—	
処置室		—	—	—	8.00	—	10.08
健康管理室		—	—	—	—	—	11.70
男子更衣室	41.42	—	27.50	—	10.80	—	—
	浴室	12.60	—	15.00	—	6.82	—
	女子更衣室	2.70	13.68	16.50	—	4.80	—
便所	浴室	3.25	—	5.04	—	6.65	—
	8.00	7.95	14.96	1.20	7.50	1.56	—
	身障者用	5.00	—	3.24	—	3.75	—
厚生室	女子用	3.75	3.75	5.40	—	8.16	—
	—	—	24.00	—	14.54	—	—
	倉庫	5.00	11.38	—	7.50	26.04	4.00
車庫		—	23.79	—	26.70	—	58.70
機械室		—	30.24	—	144.00	119.30	420.21
その他		54.24	129.67	51.41	93.60	116.35	460.59
	駐車場	5 台		18 台		9 台	
	広場	33.00		240.00		320.00	

6 事業予算及び手数料

(1) 事業予算

令和2年度予算額 (円)

(歳入)	科 目	使用料及び手数料	諸収入	計
金額		33,892,000	645,000	34,537,000

(歳出)	科 目	生活環境費	その他	計
金額		285,309,000	0	285,309,000

令和元年度決算額 (円)

(歳入)	科 目	使用料及び手数料	諸収入	計
金額		34,361,200	417,267	34,832,467

(歳出)	科 目	生活環境費	その他	計
金額		199,354,996	0	199,354,996

(2) 手数料等 (令和2年4月1日現在)

(引取手数料) * (円)

犬	生後 91 日 以 上	体重 50 kg 以上	1 頭につき	5,800
		体重 50 kg 未満	1 頭につき	3,000
	生 後 91 日 未 満		1 頭につき	600
猫	生 後 91 日 以 上		1 匹につき	3,000
	生 後 91 日 未 満		1 匹につき	600

(飼養管理費) * (円)

返還	1 頭につき	3,200
飼養管理	1 日 1 頭につき	680

(狂犬病予防注射費用) ** (円)

狂犬病予防注射	1 頭につき	2,840
---------	--------	-------

(動物取扱業) * (円)

動物取扱業登録申請	1 件につき	15,000
動物取扱業登録申請 (二種別目以降)	1 件につき	10,000
動物取扱業登録証再交付申請	1 件につき	2,800

(動物取扱責任者) * (円)

動物取扱責任者研修	1 件につき	2,500
-----------	--------	-------

(特定動物) * (円)

特定動物飼養又は保管・変更許可申請※	
長鼻目、奇蹄目、偶蹄目、食肉目ねこ科のうちアキノニクス・ユバトウス(チーター)、ネオフェリス・ネブロサ(ウンピョウ)、スマ・コンコロル(ピューマ)、ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)、パンテラ属(ヒョウ属)	1 件につき 51,000
食肉目くま科、靈長目ひと科	1 件につき 35,000
食肉目(くま科及びねこ科のうちアキノニクス・ユバトウス(チーター)、ネオフェリス・ネブロサ(ウンピョウ)、スマ・コンコロル(ピューマ)、ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)、パンテラ属(ヒョウ属)を除く。)、靈長目(ひと科を除く。)、ひくいどり目、たか目、わに目、とかげ目、かめ目	1 件につき 19,700
特定動物許可証再交付申請	1 件につき 2,800

※令和元年の動物愛護管理法改正（令和2年6月施行）により、特定動物の対象に特定動物が交雑することにより生じた動物が加わりました。交雑種にあっては、交雑した特定動物に適用される額が適用されます。

(動物の飼養又は収容) *** (円)

動物の飼養又は収容の許可申請	1 件につき (1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請)	6,000
----------------	--	-------

(証明) **** (円)

証明	1 件につき	400
----	--------	-----

* 「東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」（令和2年6月17日 最終改定）

** 「返還犬等に係る狂犬病予防注射実施要綱」（平成8年3月29日 料金最終改定）

*** 「化製場等の構造設備の基準等に関する条例」（平成14年12月25日 最終改正）

****「東京都事務手数料条例」（平成12年3月31日 最終改正）

<参考> (円)

犬の登録手数料	1 頭につき	3,000
鑑札再交付手数料	1 頭につき	1,600
狂犬病予防注射済票交付手数料	1 頭につき	550
狂犬病予防注射済票再交付手数料	1 頭につき	340

7 東京都動物愛護相談センター処務規程

昭和 42 年 4 月 1 日訓令甲第 24 号
最終改正 平成 28 年 4 月 1 日訓令 第 38 号

(掌理事項)

第一条 東京都動物愛護相談センター(以下「センター」という。)は、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)、東京都動物の愛護及び管理に関する条例(平成十八年東京都条例第四号)及び化製場等の構造設備の基準等に関する条例(昭和五十九年東京都条例第八十五号)に基づき、次の事務をつかさどる。

- 一 犬の捕獲及び収容に関すること。
- 二 犬又は猫の引取り及び譲渡に関すること。
- 三 負傷動物の収容に関すること。
- 四 野犬の駆除に関すること。
- 五 前各号に係る動物の保護及び管理並びに処分に関すること。
- 六 動物の適正飼養に係る普及啓発、指導及び相談に関すること。
- 七 動物による事故発生等の届出に関すること。
- 八 動物の飼い主に対する措置命令に関すること。
- 九 動物取扱業の登録、監視、指導等に関すること。
- 十 動物取扱責任者研修に関すること。
- 十一 特定動物の飼養又は保管の許可、監視、指導等に関すること。
- 十二 特定動物等の逸走に係る緊急時の措置に関すること。
- 十三 収容動物の狂犬病予防に関すること。
- 十四 動物愛護精神の普及啓発に関すること。
- 十五 人と動物との共通感染症等に関する予防、調査、措置等に関すること。
- 十六 動物の飼養又は収容の許可、監視、指導等に関すること。

(職)

第二条 センターに所長を置く。

- 2 福祉保健局長(以下「局長」という。)は、知事の承認を得て、センターに課長代理を置く。
- 3 前二項に定めるもののほか、必要な職を置く。

(職員の資格及び任免)

第三条 所長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

- 2 課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。
- 3 前二項以外の職員は、福祉保健局健康安全部所属職員のうちから、福祉保健局健康安全部長(以下「部長」という。)が配属する。

(職員の職責)

第四条 所長は、部長の命を受け、センターの事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長代理は、所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、所長を補佐し、担任の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもつて所長に報告するものとする。

3 前二項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(所長の決定対象事案)

第五条 所長が決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 所長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関する事項(課長代理の権限に属するものを除く。)。

二 予定価格が四百万円未満の請負又は委託により行う工事、修繕、通信又は運搬に係る役務の提供に関する事項。

三 予定価格が百五十万円未満の物件の買入れ、売払い、貸付け又は借入れに関する事項。

四 医療機器及び検査機器の借入れに関する事項。

五 飼料の買入れ及び処分犬等の処理に関する事項。

六 四十万円未満の補助金、分担金及び負担金(法令によりその交付が義務付けられているものにあつては、四十万円以上のものを含む。)の交付並びに寄附金の贈与に関する事項。

七 報告、答申、進達及び副申に関する事項(重要な事項に関するものを除く。)。

八 告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事項(重要なものを除く。)。

九 許可に関する事項。

十 措置命令に関する事項。

十一 登録に関する事項。

十二 緊急時の措置に関する事項。

十三 諸証明に関する事項。

十四 文書の受理に関する事項。

(課長代理の決定対象事案)

第六条 課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事項。

二 報告、答申、進達及び副申に関する事項(簡易なものに限る。)。

三 申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事項(簡易なものに限る。)。

四 諸証明に関する事項(簡易なものに限る。)。

五 文書の受理に関する事項(簡易なものに限る。)。

(事業計画)

第七条 所長は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、部長の承認を受けなければならない。

(事業報告等)

第八条 所長は、毎月五日までに、次に掲げる事項について、部長に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
- 二 前月分の事業の実績及び概要
- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度部長に報告しなければならない。

(支所の設置)

第九条 センターに支所を置く。

(支所の掌理事項)

第十条 支所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犬の捕獲及び収容に関すること。
- 二 犬又は猫の引取り及び譲渡に関すること。
- 三 負傷動物の収容に関すること。
- 四 野犬の駆除に関すること。
- 五 前各号に係る動物の保護及び管理並びに処分に関すること。
- 六 動物の適正飼養に係る普及啓発、指導及び相談に関すること。
- 七 動物による事故発生等の届出に関すること。
- 八 動物の飼い主に対する措置命令に関すること。
- 九 動物取扱業の登録、監視、指導等に関すること。
- 十 動物取扱責任者研修に関すること。
- 十一 特定動物の飼養又は保管の許可、監視、指導等に関すること。
- 十二 特定動物等の逸走に係る緊急時の措置に関すること。
- 十三 収容動物の狂犬病予防に関すること。
- 十四 動物愛護精神の普及啓発に関すること。
- 十五 人と動物との共通感染症等に関する予防、調査、措置等に関すること。
- 十六 動物の飼養又は収容の許可、監視、指導等に関すること。

(支所の職)

第十二条 支所に支所長を置く。

- 2 局長は、知事の承認を得て、支所に課長代理を置く。
- 3 前二項に定めるもののほか、必要な職を置く。

(支所の職員の資格及び任免)

第十二条 支所長は、副参事のうちから、知事が命ずる。

- 2 課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。
- 3 前二項以外の職員は、福祉保健局健康安全部所属職員のうちから、部長が配属する。

(支所の職員の職責)

第十三条 支所長は、所長の命を受け、支所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長代理は、支所長の命を受け、担任の事務をつかさどり、当該事務に係る職員を指揮監督するとともに、支所長を補佐し、担任の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもって支所長に報告するものとする。

3 前二項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(支所長の決定対象事案)

第十四条 支所長が決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 支所長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関する事項(支所の課長代理の権限に属するものを除く。)。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事項(重要な事項に関するものを除く。)。
- 三 告示、公告、公表、申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事項(重要なものを除く。)。
- 四 許可に関する事項。
- 五 措置命令に関する事項。
- 六 登録に関する事項。
- 七 緊急時の措置に関する事項。
- 八 諸証明に関する事項。
- 九 文書の受理に関する事項。

(支所の課長代理の決定対象事案)

第十五条 支所の課長代理の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 課長代理が指揮監督する職員の出張(宿泊を伴う場合を除く。)、休暇(年次有給休暇に係る時季の変更並びに介護休暇、病気休暇及び超勤代休時間を除く。)及び事故欠勤に関する事項。
- 二 報告、答申、進達及び副申に関する事項(簡易なものに限る。)。
- 三 申請、照会、回答、諮詢及び通知に関する事項(簡易なものに限る。)。
- 四 諸証明に関する事項(簡易なものに限る。)。
- 五 文書の受理に関する事項(簡易なものに限る。)。

(支所の事業計画)

第十六条 支所長は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、所長の承認を受けなければならない。

(支所の事業報告等)

第十七条 支所長は、毎月三日までに、次に掲げる事項について、所長に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
 - 二 前月分の事業の実績及び概要
- 2 前項の規定にかかわらず、支所長は、重要又は異例に属する事項については、その都度所長に報告しなければならない。

(出張所の設置)

第十八条 センターに出張所を置く。

(出張所の掌理事項)

第十九条 出張所は、センターの事務の一部をつかさどる。

(出張所の職)

第二十条 出張所に出張所長を置く。

2 局長は、知事の承認を得て、出張所に課長代理を置くことができる。

3 前二項に定めるもののほか、必要な職を置く。

(出張所の職員の資格及び任免)

第二十一条 出張所長及び課長代理は、主事のうちから、局長が命ずる。

2 前項以外の職員は、センター所属職員のうちから、所長が配属する。

(出張所の職員の職責)

第二十二条 出張所長は、所長の命を受け、出張所の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 課長代理は、出張所長の命を受け、担任の事務を処理するとともに、出張所長を補佐し、担任の事務の執行状況につき隨時文書又は口頭をもつて出張所長に報告するものとする。

3 前二項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(出張所長の決定対象事案)

第二十三条 出張所長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 出張所長が指揮監督する職員の事務分掌、出張、休暇、超過勤務、休日勤務、週休日の変更及び職務に専念する義務の免除に関すること。
- 二 簡易な事項に関する報告、進達及び副申に関すること。
- 三 簡易な申請、照会、回答及び通知に関すること。

(出張所の事業計画)

第二十四条 出張所長は、毎年三月末日までに、翌年度の年間事業計画を定め、所長の承認を受けなければならない。

(出張所の事業報告等)

第二十五条 出張所長は、毎月三日までに、次に掲げる事項について、所長に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
 - 二 前月分の事業の実績及び概要
- 2 前項の規定にかかわらず、出張所長は、重要又は異例に属する事項は、その都度所長に報告しなければならない。

(決定事案の細目)

第二十六条 局長は、第五条、第六条、第十四条、第十五条及び第二十三条の規定により所長、課長代理、支所長、支所の課長代理又は出張所長の決定の対象とされた事案の実施細目を定めなければならない。

(文書の発信者名)

第二十七条 発送文書は、他に定めのない限り、所長名、支所長名又は出張所長名を用いる。

(センターの処務細則)

第二十八条 所長は、あらかじめ局長の承認を得て、センターの処務細則を定めることができる。

(準用)

第二十九条 この規程に定めるものを除いては、東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)を準用する。